

第11回 国際的にどんな動きがあるのか？

各国特許の独立の原則

日本の特許権は、外国には及びません。

従って、外国へ輸出した日本特許製品が輸入差止されることもありますし、損害を賠償するように請求されることもあります。

このように、日本の特許権と同一内容の特許権が他人名義で外国でも成立することがあります。

商標権についても同様であり、日本の商標権は、外国には及びませんので、日本での登録商標を付した製品が外国へ輸出されると、輸入差止めや損害賠償請求されたりします。

特許権を各国で取得するには？

まず、特許権を取得したい国毎に特許出願をすることが必要であり、産業上利用できる発明が、各国で特許される条件としては、

- (1) 新規性（新しい）、進歩性（進んでいる）があるか？
- (2) 他人より先に出願しているか、又は先に発明しているか？
（先願主義又は先発明主義といいます。）
- (3) 発明内容が十分開示されているか？

などが主に挙げられ、各国特許庁審査官によって各々判断されます。

新規性と進歩性

「既に社会や公衆のものとなっている技術、あるいはそれに近い技術を、特許権の名の下に特定の個人・企業が独占するようなことがあると、その国の産業の発展に妨げとなります」ので、その特許出願の出願日を基準にして、新しい、進んでいる発明であるかが各国毎に審査されます。

「その出願された国内で知られているか否か」だけでなく、「世界のいずれかの国で知られているか否か」について、国毎にその国の審査官によって判断されます。

これを世界公知主義といい、先進国各国共通となっています。

そして、各国バラバラである新規性・進歩性の判断基準の統一作業が進行中です。

先願主義又は先発明主義

その国で最初に特許出願（書類を提出）をした者を先願者といい、この先願者が誰かを国毎に判断して特許権を付与する国が、ほとんど全部です（先願主義といいます。）。

唯一、米国のみが、最初に発明した者（先発明者）が誰かを判断して特許権を付与する制度を採用しています（先発明主義といいます。）。

但し、この米国においてすら、先発明主義から、先願主義へ移行するため、上・下院で審議し議決済であり、上・下院で調整中です。

従って、各国先願主義に統一される日が近いでしょう。

欧州特許権

欧州特許権を取得するには、E P C（欧州特許条約）加盟国毎に特許出願する必要はなく、特許権を取得したい国を指定（これを指定国といいます。英・独・仏・伊国を指定国とする例が多い。）して欧州特許庁だけに出願すればよく、欧州での知的財産権の統一は極めて進展しています。

商標権を各国で取得するには？

特許権と同じく、国毎に商標登録出願をする必要があり、国毎に、先願者であるか又は先使用者であるかが、判断されます。

商標についても、ほとんど大部分の国が先願主義を採用し、先進国では米国のみが先使用主義（先に商標を使用した者に商標権を付与する制度）を採用しています。

従って、米国のみは、商標を米国内で使用していることを要します。

そして、先願主義に統一しようとする動きは、商標については見られません。

次回（第12回）は、

「特許権が侵害されたら？ 対策は？」についてお話しをします。